

## 東大阪市通所型短期集中予防サービス業務仕様書

### 1. 業務名

東大阪市通所型短期集中予防サービス業務

### 2. 業務目的

要支援認定者又は基本チェックリストによる事業対象者（以下、「要支援者等」という。）の中から本事業の対象者として選定された者に対し、短期間に集中的な運動機能向上等サービスを提供し、運動器機能及び生活機能の向上を図ることを目的とする。

### 3. 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

### 4. 業務内容

#### (1) サービス概要

短期的かつ集中的な運動器機能向上にかかるサービスの提供が有効であると考えられる要支援者等に対し、アセスメントに基づき個々に適したプログラムを作成し、提供すること。

#### ①対象

地域包括支援センターの抽出に基づき、市が本事業の対象者として決定した要支援者等（以下、「対象者」という。）

#### ②定員

1コース20名

#### ③実施コース数

4コース（午前2コース、午後2コース。1コースあたり週2回、計15回、1回あたり90分。）

#### ④実施会場

東大阪市内において1コースにつき1会場を選定し、計4会場で開催する。

（会場費は受託者が負担すること。ただし市の管理する公共施設を使用する場合は無料とする。実施会場については、業務委託契約締結後の調整により決定する。）

#### ⑤サービス内容

対象者の運動器機能、生活機能向上を目的とした運動器機能向上プログラム及び介護予防に必要な知識普及（口腔・栄養・認知症・セルフマネジメント等）

## (2) サービス担当者会議・アセスメント

### ① サービス担当者会議

対象者のサービス担当者会議に出席すること。(ケアマネジメント担当者が必要と認めたものに限る)

### ② アセスメント

サービス担当者会議におけるアセスメントに基づき、対象者各人の心身及び生活状況、機能低下の原因等を踏まえ、対象者と共に運動器機能及び生活機能向上のための目標を設定すること。なお、アセスメント項目については、受託者が提案すること。

## (3) サービス提供

### ① サービス提供

アセスメントに基づき、対象者各人の特性に応じた、運動器機能・生活機能の向上及び介護予防に関する意識・行動変容を促し、運動習慣の定着を図るプログラムを提供すること。また、口腔、栄養についてのプログラムを各1回ずつは設けること。栄養のプログラムについては集団指導に加え、対象者個々に応じた栄養指導を行うこと。なお、具体的な方法については受託者が提案すること。

## (4) フォローアップ

### ① 個別面談の実施

プログラム終了後の対象者の支援方針を定めるため、プログラム10回目から15回目までの間で、対象者、受託者、ケアマネジメント担当者での個別面談を行うこと。

### ② 通いの場等に関する情報提供

サービス終了後、総合事業における住民主体サービスや地域の通いの場等に対象者を繋ぐことができるよう、ケアマネジメント担当者と連携し、対象者への情報提供に努めること。

### ③ 支援調整

サービス実施期間中に個別の継続的支援を要する者が見受けられた場合等、対象者の支援にあたり必要な調整等については、ケアマネジメント担当者との積極的な連携を図ること。

## (5) 効果測定及び身体機能評価

### ① 効果測定・身体機能評価

プログラムの初回及び終了時に、対象者の体力測定を行うこと。測定項目については、プログラムの効果測定及び参加者の身体機能評価を総合的に行うにあたって必要と考えられる項目を受託者において提案すること。ただし、片脚立位、歩行速度、握力、筋量指数(SMI)、栄養の5項目を含めること。

### ② 報告

サービス提供終了後、対象者の効果測定及び身体機能評価に係る報告書を市及びケアマネジメント担当者へ提出すること。ケアマネジメント担当者への提出は、サービス提供終了

後1週間以内に行うこと。市への提出は、事業終了後30日以内に行うこと。

#### (6) サービス提供にあたっての留意事項

##### ①利用料

対象者からは、利用料等一切の金銭を徴収しないこと。

##### ②衛生管理等

事業の実施にあたっては、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じること。

##### ③対象者の健康管理指導

プログラム立案及びサービス提供にあたっては、対象者の既往歴に留意すること。また、対象者が自身で健康状態を管理できるよう、必要な助言・指導を行うこと。

##### ④プログラムの完遂

対象者が可能な限り、サービスを中断することなく全プログラムを終了できるよう、実施方法等を工夫すること。やむを得ずサービスを中断する必要があると認められる場合は、ケアマネジメント担当者とともに速やかに連絡調整を図るとともに、その旨を市へ報告すること。

##### ⑤対象者の意識変容・行動変容

サービス提供を通じて対象者の介護予防に対する意識の変容を促し、自身で運動器機能及び生活機能の維持・向上に努めるため、独力で実践可能な運動やセルフマネジメント手法等を提案し、対象者がそれらを習得できるよう指導すること。その観点から、マシン運動等の自宅での再現が困難なプログラム内容の提供は避けること。

⑥全対象者の評価終了後、対象者各人の運動器機能の変化等を分析し、本事業の総括を行い、事業終了後30日以内に事業実施報告書を市へ提出すること。

#### 5. 従事者

##### (1) サービス従事者

本事業の実施にあたっては、次に掲げるいずれかの者であって、事業実施にあたり必要な知識(※)を有し、高齢者の健康管理と身体機能のリスク評価ができる者を配置すること。

(※必要な知識…老年学、運動器の機能向上、健康増進、骨折予防及び膝痛・腰痛等に関する知識)

①経験のある保健師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師

②指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)第93条第1項第4号で定める機能訓練指導員

③経験のある健康運動指導士

④経験のある介護予防運動指導員

なお、口腔のプログラムにあたっては歯科衛生士、栄養のプログラムにあたっては管理栄養士を別途配置すること。

## (2) 連絡調整担当者

市と連絡調整にあたる事業担当責任者を定めること。

## (3) 従事者の配置

従事者については、安全確保のため、(1) ①～④に掲げる従事者を各回2名以上配置すること。

## 6. 安全管理

### (1) 事故の防止等

サービス提供にあたっては、常に対象者の心身状況を把握し、事故の防止に万全の体制を図るとともに、万一事故等が起きた場合の対応・対策等に関するマニュアルを整備すること。

### (2) 保険

従事者の過失により対象者に傷害が生じた場合等、不測の事故に対応するため、受託者が損害保険に加入すること。

### (3) 緊急時の対応

サービス提供にあたって事故が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市及びケアマネジメント担当者に連絡を行うこと。

## 7. 個人情報の管理

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の取り扱いにあたって必要な措置を講じること。

## 8. その他

(1) 老人福祉法、介護保険法をはじめとする関係法令、要綱等を遵守すること。

(2) 業務の遂行にあたり、大阪府が発出する「生活行為の向上・改善を目指して～介護サービス事業所向け「短期集中予防サービス（通所型）」ガイドブック」本編及び資料編を踏まえること。

(3) 業務実施に係る安全管理体制等に改善すべき点がある場合は、市と協議のうえ、適宜対応すること。

(4) 対象者及びその家族等の関係者から苦情を受けた際は、速やかに市へ報告するとともに、適切な対応を取ること。

(5) 必要に応じて、市の実施する現場確認等に協力すること。

(6) その他、この仕様書に定めのない事項については、随時、市と協議し定めることとする。